

[事案 2021-167] 損害賠償請求

・令和4年4月11日 裁定不調

<事案の概要>

年金原資の一括受取りの際、募集人の不適切な対応等により損害が生じたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年9月に契約した外貨建養老保険について、以下等の理由により、投資先の金融商品への入金遅延による損失が生じたため、損害賠償してほしい。

- (1)年金原資を一括受取りするにあたって、9月25日に年金受取請求書に署名し、入金先口座を指定したが、貯蓄口座を指定可能か募集人に確認を依頼したものの、回答がないまま9月28日に書類不備の連絡があった。
- (2)募集人に対し、投資先の金融商品への原資にするため9月30日までに受け取りたいと伝えていたが、募集人は自社保険商品を勧誘するために、わざと入金を遅延させた結果、入金日は10月1日になった。
- (3)9月25日の書類不備の発覚後も、募集人やその上司は迅速に対応をしなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、年金受取請求書の注意文言を指さしながら、貯蓄口座は指定できないと伝えたものの、申立人が以前に貯蓄口座を指定できたといい、貯蓄口座を記載したため、特例があると理解し、申立人から再確認を求められている認識はなかった。
- (2)募集人がわざと入金を遅延させた事実はない。
- (3)貯蓄口座の指定が不可能であることが正式に判明した日のうちに、再度申立人から年金受取請求書を受領し、通常の事務処理よりも1日早く入金している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金受取請求書作成時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な対応等による損害賠償は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)申立人はあらかじめ募集人に年金受取日の期限を伝えており、募集人も期限日を認識していたが、募集人は申立人が年金受取請求書に貯蓄口座は指定できない旨の注記がありながら、申立人が貯蓄口座を記載した際に訂正を促すことなく、事後的にも、貯蓄口座へ入金が可能であるか確認していない。
- (2)募集人は上司から、貯蓄口座の指定はできないと回答を得てから直ちに申立人に連絡をせず、口座変更連絡を翌営業日に行っている。